

# 指定給水装置工事事業者への注意事項

## 1 水道使用時の届出

改造工事・装廃工事等で新たに水道を使い始める場合は、必ず事前に使用開始申し込みを行ってください。無届で使用を開始した場合、前使用者に引続いて使用したものとみなし、その期間の料金が発生します。(仙台市水道事業給水条例第32条)

また、使用をやめる時もあらかじめ届け出るよう定められています。(仙台市水道事業給水条例第23条第1項)

## 2 集合住宅及び中高層建築物の直結式給水

### (1) メーター交付にかかる届出

「新設アパート・中高層建築物水道メーター設置確認届(様式-12号)」に必要事項を記入したうえで、水道サービス公社で作成した最終の図面に「部屋番号」「水道番号」「メーター番号」を記載し「しゅん工図」を添付してサービス公社8番窓口へ提出してください。

- |          |   |                             |
|----------|---|-----------------------------|
| ① 建物名称   | } | 建築会社、不動産会社などから正確に聞取りしてください。 |
| ② 部屋番号   |   |                             |
| ③ 水道番号   | } | 現地確認のうえ、間違いがないように記載してください。  |
| ④ メーター番号 |   |                             |

この書類の提出が遅れると、水道の使用開始の登録ができずにお客さまにご迷惑をおかけすることになりますので、水道メーター設置後3日以内の提出を厳守してください。

また、水道メーター設置前(しゅん工検査前)にお客さまを入居させ、工事用水のために設置した栓から入居者に水道を使用させることは、絶対にしないでください。

なお、本書類提出後であっても、建物名称や管理会社の変更等、届出の内容に変更が生じた場合は、速やかにサービス公社8番窓口へ届け出てください。

水道局では届け出された「部屋番号」「水道番号」「メーター番号」を元にお客さまの情報を登録しますが、まれに届け出後に所有者・管理会社等で部屋番号の配置を変更しているケースが見られます。実際に、お客さまの使用開始登録後に部屋番号が変わっていたため誤った部屋の水道料金を請求してしまい、お客さまに大変なご迷惑をおかけしてしまった事象が発生しています。届け出後の変更は極力行わないこと、やむを得ず変更する場合は指定店を通して速やかに報告するよう所有者・管理会社等関係者の方へ依頼してください。

### (2) 給水方式変更

給水方式を受水槽式から直結式へ切り替える場合、あらかじめ営業課料金管理係へ相談をしたうえで切替日を設定してください。水道メーターの定期検針の前後に直結切替を行うと、検針前と検針後で水道番号やメーター番号が変わってしまい、正しい検針結果が反映されない恐れがあるため、営業課に事前にご相談がなかった場合、切替日の変更をお願いすることがあります。